

農林課農政係からのお知らせ



◆特産品検討育成事業

農商工連携による「稼げる農業」を目指すため、町内の農林畜産物を使用した新商品の開発及び既存商品の改良等に係る費用を助成します（補助率30%以内、上限30万円）。

我がまちが誇るべき特産品を育て、直売所や小売店での販売、ふるさと納税事業等を通して販路拡大につながるように支援します。

◎実施要件

1. 町内に住所を有し、町内産の農林畜産物を使用した特産品を製造する（予定含む）農業者、法人、団体等であること。
2. 特産品の開発及び販売等を継続して行うことができると認められること、また、事業の効果測定の見点から、事業完了後、3年間は担当課の調査に応じること。
3. 事業終了後、3年以内にさつま町ふるさと納税返礼品に登録すること。
4. 町税等を滞納していないこと。
5. 事業申込後に行う審査を経てから、本申請となることに承知し、また、申込者多数の場合は、審査内容によりお断りする可能性があることに承知すること。

○補助対象経費の例

- ・特産品等の開発（試作品の材料費、加工費、委託料、規格外品の活用費用）
- ・品質検査や栄養分析等（検査手数料や試験及び分析に係る費用）
- ・商標登録（商標権・意匠権の取得費用）
- ・商品パッケージの製作、改良（パッケージデザイン、ラベル・シール等の製作費）
- ・販売促進等にかかるPR等（商品チラシ等の作成費、試供品等の製作費、ホームページ製作費）

×補助対象外経費の例

- ・機械購入及び施設整備に要する経費
- ・事業実施団体の構成員に対する人件費、謝金、賃金や旅費等
- ・公共料金に要する経費等
- ・交付決定前に購入・発注、支払等した経費
- ・その他、本事業以外の用途への転用が容易なものは対象外とする場合有

□申込

- ・第1次申込期間：令和6年5月1日（水）～ 令和6年5月31日（金）
※第1次申込期間で、予算に達した場合、第2次申込を行わない可能性があります。
- ・期間内に申込書兼事業計画書、見積書、事業内容がわかるものを提出してください。
※内容審査後、全申込者に審査結果を通知します。その後、補助金交付申請、補助金決定通知を経て、事業開始となります。

※事業については、採択条件等がありますので、詳しい内容及び各種申請書等につきましては、農林課農政係にお問合せください。

●さつま町役場 別館1階 農林課 農政係 直通電話 24-8942